第 1202 号

(2-2)



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1998年) 平成10年 1 1 月 2 4 日 火曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町 3-1-10 Tel:06-209-7678 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## <sup>命</sup>海外転勤とローン控除

②:会社員である私は、平成8年に住宅を取得し、住宅取得等特別控除の適用を受けていましたが、今年7月に家族をこの住宅に残したまま、滞在期間2年の予定で海外勤務となりました。

この場合、私は平成10年分以後も住宅取得等特別控除の適用を受けることができるのでしょうか。

A:10年分と11年分は適用されませんが、帰国後の12年分と13年分は適用を受けることができます。

## 【解説】

住宅取得等特別控除は、居住者を対象とし、 また、その者が「居住の用に供した日以後そ の年の12月31日まで引き続き居住の用に 供している」ことが必要です。

ご質問の場合、まず、この制度は居住者に対する特例であり、その年の年末まで引き続き居住の用に居していることを要件としていることから、年末において非居住者に該当している平成10年分及び11年分については適用されません。

次に、帰国して居住者となる平成12年分及び13年分については、本人が海外勤務により単身赴任している間、家族がその家屋に引き続き住んでおり、海外勤務終了後は本人が家族と共にその家屋に住むことになる場合には、再度控除が認められることになります。







